

五監公告第16号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成28年10月26日

五 泉 市 監 査 委 員
柄 沢 則 夫
広 野 甲

1. 監査の種類

定期監査

2. 措置を講じた対象課

地域振興課

3. 監査の期間

平成24年12月27日～平成25年1月28日

4. 監査の結果及び講じた措置内容

監査の結果(指摘事項)	措置内容
① 平成6年9月に取得された村松乙117-15、382.6㎡の土地については、更地のまま遊休地となっている。一方近隣に支所職員駐車場として借地をしている箇所があることから、遊休地の有効活用を関係課と協議し対応されたい。	遊休地（土地開発基金の土地）につきましては、引き続き関係課と利用方法の検討・協議を行い、有効活用に向けた検討を行います。
② 備品の管理において、財産事務規則（第63条）の規定によらず廃棄処分している事例が見受けられた。今後、適正な事務処理に努められたい。	五泉市財産事務規則に基づき、適正な事務処理に努めてまいります。